

埼玉県母子緊急一時保護事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、埼玉県母子緊急一時保護事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、母と子の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

第3 対象者

この事業の対象となる者は、県内に居住し、又は配偶者の暴力等から県内に避難し、福祉事務所長（指定都市を除く。以下同じ。）が「緊急に保護を要する」と認める母及びその監護する義務教育終了前の児童とする。

第4 対象者の要件

第3に定める「緊急に保護を要する」とは、当該母子が、現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にし生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある場合をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 疾病のため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所に入院若しくは入所し、又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設に入院若しくは入所する必要がある者。
- (2) 心身の障害により常時介護を必要とする者。
- (3) 感染症にかかり、又はかかっている疑いのある者。
- (4) 精神障害等により集団生活又は施設の管理運営に支障を来たすおそれのある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、県子ども安全課長が適当でないとした者。

第5 緊急一時保護

福祉事務所長は、申請者（母）から子と共に保護を希望する旨の依頼があった場合、この要綱の定めに従い、当該母子を児童福祉法第7条に基づく母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護（以下「母子緊急一時保護」という。）を行うこととする。

第6 母子緊急一時保護を行う施設

母子緊急一時保護を行う施設は、県による指定を受けた母子生活支援施設（以下「保護施設」という。）とする。ただし、さいたま市母子生活支援施設けやき

荘については、さいたま市の保護施設に空きがない場合に限り、さいたま市が県こども安全課長と協議の上、保護施設として使用することができる。

保護施設は、必要に応じて以下の処遇を行うこととする。

- (1) 居室の提供
- (2) 生活する上で最低限必要な物品の貸与
- (3) 生活及び保護解除後の身の振り方に関する相談又は指導

第7 母子緊急一時保護の申請

母子緊急一時保護を希望する者は、福祉事務所長に緊急一時保護の申請を行うものとする。

第8 緊急一時保護の依頼

保護の申請を受けた福祉事務所長は、当該申請が以下の事項を満たす場合はそれを受諾し、速やかに県こども安全課長に当該事業実施を協議し、その承認を得た上で、保護施設の長に当該母子の保護を依頼するものとする。

- (1) 当該母子が、第4に定める要件を満たすものと認められること。
- (2) 当該申請の時点で、入所を受諾する利用施設があること。

第9 緊急一時保護の受諾

福祉事務所長から依頼を受けた保護施設は、正当な理由のある場合を除き、これを拒否できないものとする。

第10 母子緊急一時保護の期間

母子緊急一時保護の期間は、原則として7日間以内（入所日及び退所日を含む。）とする。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、県の承認を得て1回に限り7日の範囲内で延長（入所日及び退所日を含む。）することができる。

第11 他制度への移行

福祉事務所長は、当該母子の保護を継続する必要性が認められた場合、必要に応じて保護施設、婦人相談センター等関係機関の意見を聴取し、入所期間内に以下の制度の適用等について配慮するものとする。

- (1) 児童福祉法に基づく母子生活支援施設入所措置
- (2) その他適用可能なもの

第12 緊急一時保護の終了

福祉事務所長は、以下のいずれかの場合、当該母子に対する母子緊急一時保護を終了するものとする。

- (1) 当該申請者（母）から福祉事務所長へ退所の申し出があった場合。

- (2) 当該母子が退所可能な状況にあるものと福祉事務所長が認めた場合。
- (3) 利用保護施設の長から当該母子の退所について依頼があり、福祉事務所長がこれを認めた場合。

第 13 緊急一時保護の取消

県こども安全課長は、以下のいずれかの場合、福祉事務所長に対して、当該母子に対する母子緊急一時保護の取消を求めることができる。福祉事務所長は、県こども安全課長の求めがあった場合には、直ちに当該母子に対する母子緊急一時保護を取り消さなければならない。

- (1) 施設の居室若しくは貸与物品を転貸し、又は他の目的に使用した場合。
- (2) 施設の風紀を乱し、又は著しく他人の迷惑となる行為をした場合。
- (3) 保護の対象とした者以外の者を施設の居室に宿泊させ、又は宿泊させようとした場合。
- (4) 当該母子が連絡なく施設に戻らず、3日を経過した場合。
- (5) 第4各号のいずれかに該当するに至った場合。

第 14 保護を受ける母子の責務

母子は、入所中に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用施設の職員の指示及び指導に従うこと。
- (2) 早期に自主退所できるよう努力すること。

第 15 経費

保護に要する経費は、県が負担し、その額は、母子1世帯1日（入所日及び退所日を含む。）当たり12,420円とする。ただし、その世帯の児童が3名を超えた場合は、3名を超えた児童1名につき1日2,000円を加算するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。